

設計価格に修正を要する不備が判明した場合に関するQ & A

(H26.9)

質 問	回 答
1 入札前の場合	
(1) 質問回答期間中に <u>設計図書等</u> の不備が判明した場合、入札は中止とするのか。	<u>設計図書等</u> の不備が軽微なものであれば <u>設計図書等</u> を修正し、修正後の <u>設計図書等</u> を入札参加者に提示し、入札を中止とせずに行うこととします。また、場合によっては、入札日を延期することもあります。
(2) (1)において「軽微なもの」とはどのようなものか。	<u>設計図書等の不備を修正しても</u> 、入札参加資格要件に変更が生じないもので、入札参加者に <u>設計図書等</u> の修正事項を周知することで入札の公平性が確保される場合などです。なお、上記で対応できない重要な変更が生じた場合は、入札を中止します。
2 入札後の場合	
(1) 落札候補者が決定した後に <u>設計価格に修正を要する不備</u> が判明した場合、入札は取り止めるのか。	入札結果に影響がある場合、又は <u>入札の公平性が確保されない場合は、入札を無効として執行中の入札事務を中止し、入札取消しの公告を行います。</u>
(2) 落札者が決定した後に <u>設計価格に修正を要する不備</u> が判明した場合、どうなるのか。	入札結果に影響がある場合、又は <u>入札の公平性が確保されない場合は、入札を無効としてすでに執行した入札を取止めとし、入札取消しの公告又は通知を行い、契約は締結しません。</u>
(3) 契約締結後に <u>設計価格に修正を要する不備</u> が判明した場合はどうなるのか。	契約締結を優先します。

※入札を中止し、又は取り止めた場合は、再通知又は再公告となります。

※このQ & Aにおける「設計図書等」とは、図面・仕様書・現場説明書・施工条件明示事項・金抜設計書・参考数量書・数量計算書・質問回答書をいいます。